

# 兵庫県立赤穂高等学校定時制課程生徒指導規程

令和8年4月1日改訂

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校生徒は、向学心に燃えた勤労生徒として高い誇りと、強い信念を持って、信頼と協力によって学業と仕事に精励しなければならない。

## 第2章 通 学

第2条 通学には、常に公衆道徳、特に交通ルールを厳守し、安全を期さなければならない。

以下の指示に従わない場合には、許可を取り消すことがある。

### 1 徒歩

右側通行の励行。そのほか歩行者として守るべき規則は厳守しなければならない。

### 2 自転車

自転車通学する者は次の項目を厳守すること。

- (1) 事故に際して加害者になることも勘案し、自転車保険に必ず加入をすること。(提出資料あり)
- (2) 指定の自転車置き場に整頓して置き、必ず鍵を掛けること。
- (3) 車体の点検・整備を完全にする。(ブレーキ・ライト・鍵等)
- (4) 安全運転を心がけ、交通ルール(二人乗り、傘・携帯電話・音楽再生機器等の使用禁止)を厳守する。
- (5) 夜間はライトを必ず使用する。
- (6) 交通事故に遭った際の安全面に備え、ヘルメットの着用を推奨する。

### 3 原動機付自転車

- (1) 原動機付自転車による通学は、原則禁止とするが、下記の条件を満たし、校長の許可を得た者に限り、原動機付自転車での通学を許可する。
  - ア 仕事の関係で、授業の始業時刻に間に合わない者
  - イ 本学校在籍期間、通学に関する規程を守ることができる者
- (2) 原動機付自転車での通学を希望する生徒が提出する書類は以下のとおりとする。
  - ①「運転免許取得者登録書」
  - ②「保護者同意書」(成年は不要)
  - ③「原動機付自転車通学届」
  - ④「誓約書(原動機付自転車)」
  - ⑤「任意保険証写し」
- (3) 自動二輪車は許可しない。入学以前から取得している者は、入学時に免許証の写しを提出し、本学校在籍期間は、自動二輪車の運転は認めない。

- (4) 原動機付自転車での通学を許可された者は次の項目を厳守すること。
- ① 通勤・通学以外には使用しない。
  - ② 任意保険には必ず加入する。
  - ③ 指定された場所に整頓して置く。
  - ④ 車体の整備を完全にする。(ブレーキ・ライト・マフラー等)
  - ⑤ 法令に違反する原動機付自転車には乗らない。
  - ⑥ 安全運転を心がけ、交通ルール(二人乗り、スピード違反、暴走・爆音行為等の禁止)を厳守する。
  - ⑦ 常に誓約事項を厳守し、他人に迷惑をかけぬよう、また自らの安全に注意しなければならない。

#### 4 自動車

- (1) 自動車による通学は、原則禁止とする。
- (2) やむを得ず自動車での通学を希望する生徒は、所定の書類を提出し、職員会議にはかり、校長の許可を得なければならない。
- (3) 自動車での通学を希望する生徒が提出する書類は以下のとおりとする。
  - ① 「運転免許取得者登録書」
  - ② 「保護者同意書」(成年は不要)
  - ③ 「自動車通学許可願」
  - ④ 「誓約書(自動車)」
  - ⑤ 「任意保険証写し」
- (4) 自動車での通学を許可された者は次の項目を厳守すること。
  - ① 原則、通勤・通学以外には使用しないが、校長が認めた場合はこの限りではない。
  - ② 任意保険には必ず加入する。
  - ③ 指定された場所に整頓して置く。
  - ④ 車体の整備を万全にする。(ブレーキ・ライト・マフラー等)
  - ⑤ 法令に違反する自動車には乗らない。
  - ⑥ 安全運転を心がけ、交通ルール(スピード違反、暴走・爆音行為等の禁止)を厳守する。
  - ⑦ 行事等の関係で、駐車スペースがない場合は、自動車通学の禁止・制限があり得る。
  - ⑧ 車の貸し借り、本校生徒その他の同乗は禁止する。
  - ⑨ 常に誓約事項を厳守し、他人に迷惑をかけぬよう、また自らの安全に注意しなければならない。

#### 5 補則

- (1) 通学は原則として届出ている方法でなければならない。
- (2) 自転車・原動機付自転車・自動車を指定された場所以外に置いたり、通学途中に放置することを厳禁する。
- (3) 原動機付自転車や自動車の免許を取得した時は速やかに「運転免許取得者登録書」を提出する。
- (4) 本条の規程に違反した場合は、通学許可を取消し、特別指導の対象とすることがある。
- (5) 原動機付自転車や自動車の車体を変更する時は「通学変更届」を提出し、校長の許可を得る。
- (6) 万一、事故が発生した場合は、速やかに警察に通報し保護者と相談の上、保険会社を通して事後処理を行う。

## 第 3 章 服 装

第 3 条 服装・身だしなみは、清楚で、学校に相応しいものにする。特に式典時は、頭髪を整え式典に相応しい服装（スーツ・男子はネクタイ）をする。

ただし、スーツの準備ができない者は、ブレザー・スラックス・ネクタイ（男子のみ）  
又は中学時代の制服 ※夏季はブレザー・ネクタイの着用は不要

## 第 4 章 特別指導規程

第 4 条 本校生徒の特別指導規程を次のように定める。

- (1) 特別指導に関する原案は生徒指導委員会が作り、職員会議を経て、校長が決定する。
- (2) 校長による処分申し渡し・解除には、関係教職員、保護者立会いのもとで本人に行う。解除の申し渡しの時に保護者の都合がつかない場合は、生徒本人だけでも解除の申し渡しを行う。  
(生徒式時服着用)
- (3) 生徒は学校謹慎・家庭謹慎中には反省文、日誌、課題等によって謹慎の成果を示さなければならない。
- (4) 特別指導を受けた生徒に対して関係教職員は面談・家庭訪問等をし、助言・カウンセリング等の指導をする。
- (5) 謹慎の解除の原案は提出物、学校生活態度の評価・家庭訪問による生徒との面談の評価を総合して行う。
- (6) 担任は生徒の指導記録を作成し、生徒指導部に提出する。指導記録は生徒指導部が保管する。
- (7) 指導記録・反省文等については生徒が在籍中は保存する。卒業等により生徒が学校を離れたとき、廃棄処分をする。
- (8) 特別指導の対象は次のとおりとする。
  - ① 授業妨害
  - ② 考査中の不正行為
  - ③ けんか・暴力・傷害・脅迫
  - ④ 喫煙(シーシャ含む)、飲酒、大麻・覚醒剤使用および所持、シンナー吸引、刃物等危険物の携帯
  - ⑤ 器物損壊、建造物損壊
  - ⑥ 教職員に対する侮辱・暴力・暴言・脅迫
  - ⑦ 不純異性交遊
  - ⑧ 万引・窃盗及び幫助
  - ⑨ 交通規則違反、通学規程違反
  - ⑩ 通学手続に関する規程違反
  - ⑪ 学校(教師)の指導無視
  - ⑫ その他の触法行為
  - ⑬ その他、本校生徒の本分に反する行為
- (9) 謹慎の起算日については、指導により生徒に謹慎の課題を命じた日からとし、土曜、日曜、休日も日数に入れる。
- (10) 事実確認の時間は公欠扱いとする。但し内容により欠席とすることもある。  
指導中は出席扱いとするが、授業は欠課とする。これによって単位の修得要件の欠課時数を超えた場合には別途協議する。
- (11) 謹慎解除はなるべく授業の始まる前までにし、授業を受けさせるようにする。

## 第5章 生徒表彰規程

第5条 本校生徒の表彰規程を次のように定める。

1 生徒の表彰・生徒の表彰の推薦は（本校学則第32条に基づき）校長が行う。

2 生徒の表彰・生徒の表彰の推薦の内規は次のとおりとする。

(1) 表彰に関する原案は、学年が作り、生徒指導部会、職員会議を経て校長が決定する。

(2) 表彰の種類とその条件

① 本校在籍期間を通しての表彰及び表彰の推薦

(ア) 全国高等学校定時制通信制教育振興会賞

A 条件「全国高等学校定時制通信制教育振興会賞」の要領による。

B 校内選考規程

(a) 修学優秀者 勤勉で欠席日数が3年間又は4年間通算して7日まで。

(b) 生徒会活動優秀者 生徒会活動に積極的に取り組んだ者。  
生徒会役員経験者に限る。

(c) クラブ活動優秀者 近畿大会以上で活躍した者。  
3年間又は4年間を通して判断する。

(d) 該当者がいない場合、推薦しない。

(イ) 兵庫県高等学校定時制通信制教育振興会賞

A 条件「兵庫県高等学校定時制通信制教育振興会賞」の要領による。

B 校内選考規程

(a) 3年間又は4年間の評定平均値が4.0以上の者。

(b) 表彰の条件に適合すると判断できる者。

(c) 該当者がいない場合、推薦しない。

(ウ) 黎明賞（校長賞）

A 条件

(a) 3年間又は4年間を通して、学校生活・社会生活において非常に優れた成果を残した者。

(エ) 各学年毎の表彰

(1) 皆勤賞

A 条件

(a) 学年を通して、皆勤であった者。

(b) 3年間又は4年間を通して、皆勤であった者。

(2) その他、表彰に値すると校長が認めた者。

(オ) 各学期毎の表彰

(1) 赤定賞

A 条件

(a) 学期間を通して、学校生活・社会生活において非常に優れた成果を残した者。

(2) その他、表彰に値すると校長が認めた者。

## 第6章 生徒心得

第6条 学校生活においては秩序を守り、礼儀と基本的な生活習慣を身に付け、生徒としての本分を尽くさなければならない。また、仕事に勤しみ、勤労生徒としての誇りを持つ。

### 1 学校生活について

- (1) 遅刻や早退、欠席をしない。やむを得ない場合は必ず連絡する。
- (2) 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ないときは担任の許可を得る。
- (3) 登校、下校に際しては掲示板に注意し、校内の行事や諸活動を確認する。
- (4) 授業中、教室内の秩序を乱すような行為は絶対にしない。
- (5) 携帯電話は教室内では電源を切るか、マナーモードにし、教室内のかごに預ける。

授業中の使用は絶対にしない。

- (6) 試験中の不正行為や筆記具、消しゴム等の貸借はしない。
- (7) 暴力行為や威圧行為は理由の如何を問わず絶対にしない。
- (8) 法律や学校の規則で禁止されていることは絶対にしない。

なお、成年者の喫煙・飲酒については、校内では禁止する。

- (9) 清掃区域は責任をもって行い校内を美しくすることに努める。また、ゴミを出さないよう努める。
- (10) 学校の施設、設備、校具などを大切にする。
- (11) 貴重品等の不要なものは持ってこない、もしくは各自で十分に注意して保管する。
- (12) 紛失物や拾得物のあった場合は直ちに担任か係に届け出る。
- (13) 諸会費の納入期日は厳守する。
- (14) 自転車、原動機付自転車、自動車などは必ず鍵をかけて所定の場所におく。
- (15) 安全運転を心がけ、交通規則を厳守し、事故や違反のないようにする。
- (16) 運転免許の取得手続、通学手続、通学規程を厳守する。
- (17) 校内では、菓子、ジュース類の飲食を慎む。(特に、授業中は厳禁)
- (18) 服装・身だしなみは高校生として、相応しいものにする。特に式典の時は、頭髪を整え装飾品を外し、式典に相応しい服装(スーツ又は中学時の制服)をする。
- (19) 学校行事やホームルーム活動には積極的に取り組む。また、部活動にも積極的に参加し、心身を鍛え、礼儀作法を身につける。
- (20) 校内での選挙運動や政治的活動は禁止する。

### 2 生活習慣及び校外生活について

- (1) 目上の人、教師、先輩、友人などに礼儀正しくし、言葉遣いに気をつける。
- (2) 男女間の交際については広く異性を理解し、男女それぞれの立場と役割を自覚した上で、相互の人的成長を進めていくよう努める。
- (3) 未成年者の立入を禁止した場所には入らない。
- (4) 犯罪に巻き込まれるような携帯電話・パソコンの利用をしない。
- (5) 人の心を傷つけるような携帯電話・パソコンの利用をしない。
- (6) 事故や犯罪に巻き込まれるような交友関係を持たないようにする。
- (7) 他人の迷惑になる言動は慎む。
- (8) 規則正しい生活を送り、自らの健康管理に努める。
- (9) 23時以降の外出は絶対にしない。やむをえず外出するときは、保護者の許可を得る。
- (10) 薬の使用は自分の体に合ったものを用法・用量を守って服用する。過剰な服用や友人間での譲渡しない。
- (11) その他、社会規範に照らして、不適切な行動が見られた場合、指導を行う。